

佐渡市「市章」募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の10市町村(以下「合併関係市町村」という。)が平成16年3月1日に合併して誕生する「佐渡市」の市章を募集して、「佐渡市」のまちづくりの基本理念である「豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」に相応しい「市章」を制定することを目的とする。

(募集する市章)

第2条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 「豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」に相応しい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、濃淡であらわしたものは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品であること。

(募集方法)

第3条 募集方法は、公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は、問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 締切日は、平成15年4月30日(水)とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA-4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募にあたっては、「デザインの趣旨(100字以内)」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送による提出とする。
- (6) 応募先は、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)事務局とする。

(選定方法)

第5条 応募された作品は、別途選定委員会を設置し、採用候補作品5点以内を選考し、その中から協議会において1点を選定する。

(賞金又は記念品)

第6条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金又は記念品を贈呈する。

(1) 最優秀賞(採用作品) 1点 賞金 100,000円

(2) 入賞 4点以内 図書券 10,000円

(入賞発表)

第7条 広報等で発表するとともに、入賞者に通知する。

(著作権等)

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び佐渡市に帰属する。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(その他)

第9条 その他、佐渡市「市章」の選定に関し必要な事項については、協議会の会長が別に定める。

佐渡市「市章」選定関係スケジュール

時 期	作 業 内 容	備 考
平成15年2月	応募用紙等準備 募集広報	
平成15年3～4月	募 集	(約2ヶ月間)
平成15年5月	採用候補作品5点以内の選考 採用作品検討 合併協議会で採用作品等の選定	
平成16年3月	「佐渡市」で告示	